

杉並区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則を公布する。

令和8年9月11日

杉並区長

岸本聡子

杉並区規則第86号

杉並区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和8年杉並区条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び条例で使用する用語の例による。

(指定福祉型障害児入所施設の居室の基準)

第3条 条例第6条第3項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の居室の定員は、4人以下とすること。
- (2) 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすることができる。
- (4) 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

(指定福祉型障害児入所施設に係る便宜に要する費用の内容)

第4条 条例第23条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとし、第1号に規定する費用については、こども家庭庁長官が定めるところによるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入

所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 2 前項第1号に規定する費用の額は、児童福祉法第24条の7第1項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合にあっては、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条の6第1項に規定する食費等の基準費用額（同法第24条の7第2項において準用する同法第24条の3第8項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該指定福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第27条の6第1項に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第5条 条例第26条に規定する金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- （1） 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- （2） 障害児に係る金銭については、給付金の支給の趣旨に従って用いるとともに、障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- （3） 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に引き渡すこと。

（感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る措置）

第6条 条例第38条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- （1） 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。
 - （2） 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - （3） 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。
- 2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

（身体的拘束等の適正化に係る措置）

第7条 条例第41条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

(虐待の発生及び再発の防止に係る措置)

第8条 条例第42条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。
- (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に講じるための担当者を置くこと。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

(指定医療型障害児入所施設に係る便宜に要する費用の内容)

第9条 条例第57条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 日用品費
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

(準用)

第10条 第5条から第8条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年11月1日から施行する。

